

議案第 6 3 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

第 1 2 条第 1 項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第 2 号中「年」を「年度」に改め、同項第 3 号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、同条第 2 項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員のうち令和7年1月1日の前日から継続して職員である者が令和7年度において使用することができる年次有給休暇の日数は、この条例による改正後の日出町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定により令和7年において使用することができることとされた年次有給休暇の日数（同年1月1日から同年3月31日までの間に年次有給休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じて得た日数）に5日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で町長が別に定める日数）を加えた日数とする。

2 前項の規定により令和7年度において使用することができることとされた年次有給休暇のうち改正前の条例第12条第2項の規定により令和6年から令和7年に繰り越された年次有給休暇に相当する日数に係るものについては、改正後の条例第12条第2項の規定により令和6年度から令和7年度に繰り越された年次有給休暇とみなし、令和8年度に繰り越すことができないものとする。

3 施行日前から引き続き在職する職員のうち第2項に規定する職員以外の者及び施行日の前日において条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業労働関係法適用職員等であった者であって引き続き施行日に新たに職員となったものに係る令和7年度の年次有給休暇日数及びその繰越し（以下「令和7年度の年次有給休暇日数等」という。）については、前2項の規定により令和7年度の年次有給休暇日数等が定められる職員との均衡を考慮し、町長が別に定める。

（各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第3条 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「日出町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

(教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 教育長の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和31年日出町条例第19号)の一部を次のように改める。

第2条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「日出町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

(日出町職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 日出町職員の給与に関する条例(昭和32年日出町条例第10号)の一部を次のように改める。

第4条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「日出町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

(日出町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 日出町職員の育児休業等に関する条例(平成4年日出町条例第1号)の一部を次のように改める。

第11条各号列記以外の部分、第13条の2の表第7条第1項の項及び第13条の3の表第7条第2項の項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「日出町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

(日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 日出町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年日出町条例第2号)の一部を次のように改める。

第4条第3項第1号中「「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「日出町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

理 由

年次有給休暇の付与する時期を暦年度から会計年度に変更するため、条例を改正したいので提出する。